

日医発第 512 号（地域）

令和 7 年 6 月 2 7 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 今 村 英 仁

（公 印 省 略）

令和 7 年度医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）の
第 2 次内示について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の病床数適正化支援事業につきましては、先般第 1 次内示についてご連絡したところですが（令和 7 年 4 月 1 1 日付日医発第 132 号（地域））、今般、別添のとおり厚生労働省医政局医療経理室より各都道府県衛生主管部（局）宛事務連絡により、第 2 次内示が行われました。

第 2 次内示は、令和 6 年度補正予算による医療施設等経営強化緊急支援事業の他の事業で生じた残余を活用するものです。配分額の算定方法について、第 1 次内示より、対象医療機関（令和 5 年度から 2 年連続経常赤字の医療機関。公立病院を含む。1 次内示の対象医療機関を除く。）、1 医療機関当たりの予算配分（最大 1 0 床）が一部変更されております。具体的には、添付の資料及び事務連絡、また厚生労働省 WEB サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51451.html）をご参照ください。

つきましては、対象医療機関の選定、都道府県から厚生労働省への交付申請、交付決定後の対象医療機関への内示、また実際の支給等の手続が適切かつ速やかに行われるよう、貴都道府県行政とも一層の連携を図っていただきますようお願い申し上げます。

また、行政による対象医療機関の選定、支給までの手続きの迅速性等に問題が生じましたら、至急本会事務局地域医療課にご連絡ください。よろしくお願いいたします。

「病床数適正化支援事業」の第2次内示について

1. 経緯

- 患者数の減少等により経営状況の急変に直面する医療機関を支援する事業（病床削減への給付金 4,104千円／床）
- 令和6年度補正予算で措置された「医療施設等経営強化緊急支援事業」のメニューの1つ。
- 4月に都道府県へ第1次内示（7,170床）
- 「医療施設等経営強化緊急支援事業」における他の事業の執行残を活用し、都道府県へ第2次内示（4,108床）

2. 2次内示の基本的な考え方

- 予算配分の対象 : 医療機関（R4～6年度連続赤字 + R5・6年度連続赤字）
※ 公立病院を含む。1次内示の対象医療機関を除く。
- 1医療機関当たりの予算配分 : 最大10床（最大約4,100万円※）
※ 1医療機関あたりの支給額の上限は、平均赤字額の半分。
- 配分対象となる病床数 : 4,108床
- 都道府県に対して、病床削減を行う医療機関への支援に当たり、新興感染症の確保病床であるか否かなど、地域の医療提供体制への影響を踏まえた上で判断いただくよう依頼。

【参考】1次内示の予算配分の基本的な考え方

- ・ 一般会計の繰入等がない、
 - 令和4～6年度連続赤字の医療機関
 - 令和5～6年度連続赤字かつ令和6年度に病床削減済の医療機関
- ・ 1医療機関当たりの支援対象病床数の上限は、50床
- ・ 1医療機関当たりの支給額の上限は、平均赤字額の半分

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室

令和 7 年度医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）
の内示について

医療施設等経営強化緊急支援事業のうち病床数適正化支援事業（以下「本事業」という。）については、「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和 7 年 4 月 1 日医政発 0401 第 5 号厚生労働省医政局長通知）により、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うこととしている。

本事業については、「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和 7 年 2 月 21 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）の結果等を踏まえ、経営状況が厳しい医療機関において入院医療の提供を継続していただくための支援として、「令和 7 年度医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）」（令和 7 年 4 月 11 日付け厚生労働省医政局医療経理室事務連絡）による内示（以下「第 1 次内示」という。）を行ったところであるが、今般、令和 6 年度補正予算により措置した医療施設等経営強化緊急支援事業の他の事業で生じた残余を活用して、別紙のとおり内示することとした。

本事業の第 2 次内示の配分額の算定方法、都道府県から医療機関への給付金の支給方法等は、下記のとおりである。

各都道府県においては、交付申請の準備ができ次第、順次、医政局医療経理室宛に申請書類を提出願いたい。

なお、本事業のほか、地域医療構想の実現を図るための病床数適正化については、地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）を積極的に活用されたい。

記

1. 本事業の第2次内示の配分額の算定方法

本事業の第2次内示の配分額の算定方法については、以下の(1)から(3)までとした上で、各都道府県に10床以上となるよう追加で配分することとしている。なお、配分額の内示に当たっては、削減した病床1床につき4,104千円とする。

- (1) 令和5年度から2年連続経常赤字の医療機関（第1次内示において予算配分の対象となった医療機関を除く。）
- (2) 給付額（4,104千円×給付対象とする病床数）の上限は、(1)の赤字額の平均の半分を目安とする
- (3) 1医療機関あたりの給付は10床を上限

2. 都道府県から医療機関への給付金の支給方法

各都道府県におかれては、地域の医療提供体制の維持を図る観点から、1の算定方法を踏まえ、医療機関を選定の上、医療機関に給付金を支給すること。支給に当たっては、1床当たり4,104千円を下回らないようにすること。

また、経常赤字であって既に病床削減を行っている医療機関については、経営に支障を来すおそれがあり、緊急の支援を要するため、当該医療機関に対して速やかに給付金の支給をお願いしたい。

3. その他

本事業については、経営状況が厳しい医療機関において入院医療の提供を継続していただくことを目的として実施するものであり、各都道府県におかれては、こうした目的を踏まえ、可能な限り速やかに医療機関を選定の上、給付金を支給いただきたい。

また、各都道府県におかれては、病床の削減を行う医療機関への給付金の支給に当たり、新興感染症に係る協定締結医療機関の確保病床であるか否かなど、地域の医療提供体制への影響を踏まえた上で判断いただきたい。

病床数適正化支援事業（第2次内示額）

	(単位：床)	(単位：千円)
都道府県	配分対象病床数	配分額 (第2次内示額)
北海道	398	1,633,392
青森県	72	295,488
岩手県	97	398,088
宮城県	70	287,280
秋田県	116	476,064
山形県	48	196,992
福島県	161	660,744
茨城県	27	110,808
栃木県	18	73,872
群馬県	56	229,824
埼玉県	83	340,632
千葉県	171	701,784
東京都	176	722,304
神奈川県	134	549,936
新潟県	69	283,176
富山県	50	205,200
石川県	40	164,160
福井県	49	201,096
山梨県	36	147,744
長野県	70	287,280
岐阜県	131	537,624
静岡県	92	377,568
愛知県	88	361,152
三重県	42	172,368

	(単位：床)	(単位：千円)
都道府県	配分対象病床数	配分額 (第2次内示額)
滋賀県	77	316,008
京都府	152	623,808
大阪府	141	578,664
兵庫県	196	804,384
奈良県	50	205,200
和歌山県	27	110,808
鳥取県	10	41,040
島根県	44	180,576
岡山県	84	344,736
広島県	79	324,216
山口県	98	402,192
徳島県	43	176,472
香川県	55	225,720
愛媛県	77	316,008
高知県	44	180,576
福岡県	181	742,824
佐賀県	38	155,952
長崎県	93	381,672
熊本県	89	365,256
大分県	19	77,976
宮崎県	38	155,952
鹿児島県	139	570,456
沖縄県	40	164,160
合計	4,108	16,859,232